

令和5年10月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年10月5日(木) 午後1時30分から午後2時22分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
10番 古賀榮一	11番 北島英文
12番 (欠番)	13番 秋丸政光
14番 江里口泰信	

4. 欠席委員

9番 大屋博幸

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第4条による許可申請について

第3号議案 農地法第5条による許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第5号議案 農用地売渡等の希望申出について

第6号議案 非農地判断について

第7号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岸川 齊 副局長兼庶務係長 真子 祐輝

7. 会議の概要

事務局	委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和5年10月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。
会長	初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 こんにちは。委員の皆様、今日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。 水稻のほうも、間もなくいたしますと刈り取り時期を迎える忙しい時期になるかと思ひます。今年是小城市のほうでは大きな災害もなく、順調に仕上がっているんじゃないかと思ひます。若干問題があるのが、田植をして苗に箱施薬剤をした方については問題はないと思われますが、直まきをされた方は若干ウンカの影響があるんじゃないかと、昨日、技術員が私のほうに話をしておりました。薬は早めにかけてほうが予防的には効果があるというようなことを言っておられました。忙しくなる中で、農薬の経費も安くはありませんので、十分確認をしながら散布をしていただければと思ひます。 今日は1号議案から7号議案までございますので、皆様方の御協力をいただき、スムーズに進行ができるように努力いたしてまいりたいと思ひます。よろしくお祈りいたします。
事務局	ありがとうございました。 本日は、9番大屋委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は12名で在任委員の過半数以上の出席がございまして、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。
議長	それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 それでは、ただいまから令和5年10月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから御指名させていただきます。 5番井手委員、6番高塚委員をお願いします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は4件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 資料は1ページからとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所は県道川上牛津線北の三日月町甲柳原地区にある農地で、申請理由は贈与です。 以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手)
事務局	
議長	

事務局

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。
申請番号2について説明をいたします。
資料は5ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明)
この案件の場所は市道八枝新町線東の芦刈町虎坊地区にある農地で、申請理由は
贈与です。

議長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認すること
に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

事務局

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は9ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号3について事務局より説明)
この案件の場所は県道多久牛津線北の三日月町土生地区にある農地で、申請理由
は贈与です。

議長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認すること
に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

事務局

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は13ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号4について事務局より説明)
この案件の場所は国道203号西の三日月町五条地区にある農地で、申請理由は
隣接地の購入です。

資料の15ページを御覧いただきたいと思います。

資料15ページには通称字図と呼ばれる図面をつけておりますが、斜線で引いて
おります申請地の北側の〇〇〇〇番にてグループホームを開設する準備をされてお
ります。

議長

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認すること
に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、第2号議案 農地法第4条による許可申請についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。
議案書は2ページを御覧ください。
本日の農地法第4条の許可申請の審議件数は1件でございます。
申請番号1について説明をいたします。
資料は17ページからとなります。

(第2号議案 農地法第4条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、長崎自動車道南の小城町寺浦地区を通る市道西晴気寺浦線北にある農地で、転用目的は農業用倉庫でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路及び申請者宅を經由して南側道路側溝へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は小城市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域内にある農地ですが、農業用施設への用途区分の変更であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については11番北島委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

11番

それでは、事前調査の報告をいたします。

申請目的及び位置につきましては、転用目的により申請地を選定した理由は適当でありました。

面積については、土地利用計画図面や転用目的により適当であると判断できました。

実現確実性の判定については、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実でありました。

被害防除施設・用排水の検討については、土留め工事が施工され、雨水は集水後に東側水路及び南側道路側溝への排水。し尿及び生活雑排水はありません。

その他のことにつきましては、令和5年9月13日に説明を受け確認をしております。

以上です。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。
議案書は3ページを御覧ください。
本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は4件でございます。
申請番号1について説明をいたします。
資料は24ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は、県道多久牛津線北の小城町西川地区を通る市道船田西川線東にある農地で、転用目的は資材置場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に東側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、規模拡大に伴い農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設であり、許可し得るものと判断しております。

なお、新規雇用予定者3名のうち地元農業従事者を3名雇用するように小城市長と雇用協定書を締結されております。

以上でございます。

議 長

この案件については7番江頭委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7 番

調査事項。申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に東側水路に排水し、し尿及び生活雑排水はない。

その他の特記事項について、令和5年9月5日に説明を受け確認しています。

江頭和夫。以上でございます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は30ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は県道多久牛津線北の小城町久蘇地区を通る市道久蘇鷺ノ原線東にある農地で、転用目的は店舗でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある第1種農地ですが、一般国道または県道の沿線で、流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については7番江頭委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

7 番

先月の25日に調査した結果ですね。

調査事項。申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

実現確実性の判定について、地元にて事業計画を説明されており、申請目的どおり転用されることは確実である。

被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事が施工される。雨水は集水後に南側水路に排水し、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路に排水される。

その他の特記事項については、令和5年8月20日に説明を受け確認しています。

以上でございます。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号3について説明をいたします。

資料は37ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道小城牛津線東の三日月町土生地区を通る市道土生甘木線西にある農地で、転用目的は建売分譲住宅6区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理後に西側水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は鉄道の駅、船舶の発着場、県庁、市役所、町役場（これらの支所を含む）等からおおむね500メートル以内にある第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

なお、申請地はJR小城駅から約540メートルに位置しております。

以上でございます。

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査事項を説明します。

譲渡人、譲受人、申請目的、転用目的は事務局の説明のとおりです。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断しました。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思えます。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽にて処理後、また、雨水排水も西側水路へ放流されることで、周辺への影響はないと考えます。

その他の特記事項については、特にありません。

議 長

事務局

議 長

3 番

議 長

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。
ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。
(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号4について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号4について説明をいたします。

資料は48ページからとなります。

(第3号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所は主要地方道小城牛津線東の三日月町本告地区を通る市道小城公園本告線南にある農地で、転用目的は建売分譲住宅5区画でございます。

被害防除対策ですが、雨水は集水後に北側道路側溝へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水は下水道へ接続されるため、周辺への影響は少ないと考えております。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

なお、今回の開発の面積は、宅地も含めまして1,524.89平米での開発を予定されております。

以上でございます。

議 長

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

3 番

農地法第5条申請事前調査事項について説明します。

譲渡人、譲受人、申請目的、転用目的は事務局の説明のとおりです。

5、調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討については、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断します。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると判断しました。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、し尿及び生活雑排水は公共下水道へ接続され、雨水は北側道路側溝へ流すということで、特に問題はないと思います。

その他の特記事項については、特にありませんでした。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

事務局

申請番号1から申請番号16まで一括して事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は4ページから7ページまでを御覧ください。

農用地利用集積計画の利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が13筆、利用権の再設定が22筆、合計で35筆、総面積は11万241平米でございます。

今回の全ての申請について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。利用権設定について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号16までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は8ページを御覧ください。

農用地利用集積計画の所有権移転について説明をいたします。

本日の所有権移転の審議件数は5件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号3について事務局より説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号4について事務局より説明をお願いします。</p> <p>申請番号4について説明をいたします。</p> <p>申請番号4、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>申請番号4につきましては、あっせん委員の6番高塚委員に結果報告をお願いします。</p>
6 番	<p>7月5日の農業委員会であっせん委員に指名される。</p> <p>7月7日15時、私が所有者の自宅で〇〇〇さんと会い、希望小売価格等を確認する。価格は農業委員会資料のとおり10アール当たり〇〇万円であり、希望小売価格等を確認する。価格は農業委員会資料のとおり10アール当たり〇〇万円であり、希望小売価格等を確認する。現在は小作を行っておられる方にも売却することを伝え、了解を得ていること。</p> <p>16時、隣に田を所有している、同じ地区の〇〇〇〇〇さん宅を訪問し、〇〇〇君に本件の話をしたところ、10アール当たり〇〇万円で購入してもよいという返事をもらいました。農業は子供が主体となって行っているが、妻の〇〇さんが認定農業者になっているため、この後どのように手続を進めるべきか、農業委員会事務局に相談していただくことを伝えた。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手）</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり承認することに決定しました。次に、申請番号5について事務局より説明をお願いします。</p> <p>申請番号5について説明をいたします。</p> <p>申請番号5、（土地の所在地、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、利用目的を読み上げる。）</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号5について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手）</p>

全員賛成ですので、申請番号5は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、第5号議案 農用地売渡等の希望申出についての貸付希望についてを議題とします。

事務局

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。
議案書は9ページを御覧ください。
農用地売渡等の希望申出の貸付希望について説明をいたします。
本日の貸付希望の審議件数は2件でございます。
資料は59ページからとなります。

議長
3番

申請番号1について説明をいたします。
申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
以上でございます。
ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。
裏作だけで耕作となっていますけど、市の受委託表では、裏作だけ作った場合は荒がきだけで返納してよかごととなつとるけど、ここは代かきまでで書いちゃあけん、それはどがんふうでしょうか。

事務局

お答えをいたします。
資料の59ページに希望申出書を添付しております。今、中村委員がおっしゃったように、5番のその他参考になる事項の丸ポチの2つ目ですね、「麦作は借地者で稲作と大豆の時の耕作(荒カキ、代カキ)をお願いします」ということであります。

あくまでもこれは土地の所有者さんが荒がき、代かきをお願いしたいということで申出がっておりますので、これに関しましては、この条件で貸付けをすることでお話をあっせん担当委員の高塚委員さんをお願いしたいと思います。ですが、これも相手があることですので、必ずしもこの2つの作業も含めて契約ができるかというのは、ちょっと難しいことになる可能性はあるんですが、あくまでも御本人さんの申出で耕作者をまずは探していただいて、この条件で無理というお話になれば、所有者の方に荒がきまででいいだろうかとということで御確認をいただいて御契約者を探していただくというふうになります。

議長

以上です。
ほかに何かございましたら。
(質疑なし)
ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手)

事務局

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。
申請番号2について説明をいたします。
申請番号2、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)
以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。
(質疑なし)
ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、第6号議案 非農地判断についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は10ページを御覧ください。

非農地判断について説明をいたします。

資料は別つづりで配付しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

非農地判断は、農地法第2条第1項に規定する農地、すなわち耕作の目的に供されているか否かの判断基準に基づくもので、非農地と判断した場合には所有者に対して非農地通知を送付いたします。また、法務局や市税務課等の関係機関に非農地一覧を送付するものでございます。

今回審議していただく農地は、畑7筆、1,804平米でございます。

申請書には8筆の記載がありますが、うち1筆、上から4番目に記載されております(土地の所在地)は、地目が山林のため調査対象外となります。申請書を受領後に、担当が事前に現地確認を行いました。周辺は山林化しており申請地を特定することができませんでした。そのため、9月25日の農地転用許可申請事前調査時に航空写真を机上で確認し、農地には該当しないと非農地判断をしたものでございます。

農地の所在や地目、面積等は資料を御覧ください。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第6号議案について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、第6号議案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第7号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は11ページを御覧ください。

第7号議案 小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見についてを説明いたします。

小城市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき小城市長から意見を求められているため、審議していただくものでございます。

今回は、農用地区域からの除外が4件となっております。

説明は、別つづりで配付しております資料の番号順に一括して行わせていただきます。

資料と併せて、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について(案)を御覧ください。

番号1、(土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。)

選定理由は、近隣には市役所及び学校、医療機関や商業施設等の生活に必要な施設があり、生活環境に最適な条件を備えているためとのことです。

申請農地は、特定土地改良事業が施行されているため第1種農地ですが、許可し

得るものと判断しております。

次に、番号2、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）
選定理由は、資材置場等が不足しており、自宅にも近いためのことです。

申請農地は、特定土地改良事業等が施行されているため第1種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

次に、番号3です。（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

番号3につきましては、2ページ目までまたがっての全てで8筆となっております。

選定理由は、自身が所有する農地と隣接地に農家住宅を建設するためのことです。

申請農地は、小城スマートインターチェンジから約190メートルに位置しているため第3種農地であり、許可し得るものと判断しております。

番号4、（土地の所在地番、地目、変更面積、転用目的を読み上げる。）

選定理由は、住宅地に隣接しており、建売分譲住宅地に適していると判断したためとのことです。

申請農地は、JR小城駅から約920メートルに位置しているため第2種農地ですが、許可し得るものと判断しております。

全ての案件につきまして、農用地区域から除外することはやむを得ないと考えております。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。第7号議案 小城市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手）

全員賛成ですので、原案のとおり回答することに決定しました。

ほかに皆さん方の中から何かございましたら、よろしくをお願いします。

（なし）

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いします。

事務局

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査を、皆様にお配りしております一覧表では10月25日ということで一覧表をお渡ししておりましたが、このとき会長が出張ということもありまして、申し訳ございませんが、翌日の10月26日木曜日、午後1時30分から、西館2-6会議室にお集まりをいただきたいと思います。

11月定例農業委員会の日時、場所ですが、11月6日月曜日、午後1時30分から西館2-6会議室となります。この会議室がほかの業務で使用するというのもありまして、2-6会議室となります。

以上でございます。

議長

以上をもちまして10月の農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員